

令和5年11月15日
世田谷保健所生活保健課

議会の委任による専決処分の報告
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和5年8月16日(水) 午前10時05分
(天気: 晴れ)
- (2) 発生場所 世田谷区瀬田2丁目17番付近路上
- (3) 相手方 乙 ()
()
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)世田谷保健所生活保健課職員が運転する区有車(軽貨物車)が、区立瀬田中学校での用件を終え、中学校敷地より左折で出る際、左側に停車していた乙車両(パッカー車)の右後方に、甲車両の左後方が接触し、乙車両の側方灯(サイドマーカー)を破損した。
- (5) 損傷の程度 甲 人身 なし
物損 なし
乙 人身 なし
物損 車両右後方側方灯(サイドマーカー)の破損
- (6) 過失割合 甲10割 ・ 乙0割

- 2 乙への損害賠償額 7,260円
(全額自動車保険より補てんされる)

- 3 専決処分日 令和5年11月1日

発生現場位置



状況説明図

